

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第八十六号
一九六七年
十月二十七日

目次	ページ
規	
○道路標識、区画線及び道路標示に関する規則(規則第百三十八号)	1
○沖縄県史編集審議会設置規則の一部を改正する規則(規則第百三十九号)	29
告	
○総務局長の昇任について(告示第百二十五号)	29
○青少年保護育成法に基づく指定について(告示第百四十二号)	29
○郵便切手の発行について(告示第百二十七号)	30
○外国郵便に関する告示の廃止について(告示第百二十八号)	30
○美容師養成施設の指定について(告示第百二十九号)	30
○戸籍の認定について(告示第百三十号)	30
訓	
令	

建設局事項	32
○琉球政府立医学図書館に勤務する職員の勤務時間の割振に関する訓令(訓令第四十六号)	
建設局事項	32
○建築士事務所の廃業届について(建設局告示第九十六号)	
○市町村土木補助金申請書の提出期限の変更について(建設局告示第九十七号)	
厚生局事項	32
○社会保険審査委員会事務局の移転について(厚生局告示第十一号)	
琉球大学委員会事項	32
○第十七回(臨時)琉球大学委員会会議の招集について(琉大委告示第十二号)	
公告	33
○税関貨取扱人の資格認定について	
○土地建物取引業者の営業保証金還付公告	

規則	34
○押収物還付公告	33
○失踪宣告	34
正誤	
○文教局組織規則の一部を改正する規則中訂正	34
○文教局職員定数規程中訂正	34
○学校教育法施行規則の一部	34
規則第百三十八号	
道路交通法(一九六三年立法第九号)第九条第三項及び道路法(一九六五年立法第六十四号)第三十八条第二項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する規則を次のように定める。	
一九六七年十月二十七日	
行政主席代理 行政主席 小 渡 三 朗	
道路標識、区画線及び道路標示に関する規則	
目次	
第一章 道路標識(第一条-第四条)	
第二章 区画線(第五条-第六条)	
第三章 道路標示(第七条-第九条)	
第一章 道路標識	
(分類)	
第一条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。	
2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。(種類等)	
第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。	
(様式)	
第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。(設置者の区分)	
第四条 道路標識のうち、次の各号に掲げるものは、道路法(一九六五年立法第六十四号)による道路管理者(以下「道路管理者」という。)が設置する	

規則	34
○立法院事務局処務規程の一部を改正する規程中訂正	34

ものとする。

- 一 案内標識
- 二 警戒標識
- 三 規制標識のうち、「通行止め」、「重量制限」及び「高さ制限」を示すもの

2 道路標識のうち、次の各号に掲げるものは、警察局長が設置するものとする。

- 一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越し禁止」、「駐車車禁止」、「駐車禁止」、「駐車時間制限」、「最高速度」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの
- 二 指示標識

3 道路標識のうち、前二項各号に掲げるもの以外のもは、道路管理者又は警察局長が設置するものとする。

第二章 区 画 線

(種類及び設置場所)

第五条 区画線の種類及び設置場所は、別表第三のとおりとする。

(様式)

第六条 区画線の様式は、別表第四のとおりとする。

第三章 道 路 標 示

(分類)

第七条 道路標示の分類は、規制標示及び指示標示とする。

(種類等)

第八条 道路標示の種類、設置場所等は、別表第五のとおりとする。

(様式)

第九条 道路標示の様式は、別表第六のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、道路交通法(一九六三年立法第九号)施行の日(一九六四年三月三日)から適用する。

別表第一 (道路標識の種類等)
案内標識

種 類	番 号	設 置 場 所
市 町 村	(101)	市町村境界の道路の右側の路端(歩道と車道の区別のある道路にあっては、歩道の車道側。以下同じ。)
方面、方向及び距離	(102→A~C)	交差点の手前三十メートル以内の地点における右側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
方面及び距離	(103)	設置を必要とする地点における右側の路端
方面及び方向	(104)	交差点の手前五十メートル以内の地点における右側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
著名地点	(105)	設置を必要とする地点における右側の路端
駐 車 場	(106)	設置されている駐車場を示す必要がある場所
路 線 番 号	(107)	設置を必要とする地点における右側の路端
街路の名称	(108-A・B)	設置を必要とする地点における右側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
まわり道	(109)	まわり道を示す必要がある交差点の手前の路端

警戒標識		種類	番号	設置場所
十形道路交差点あり	(201-A)	交差点の手前三十メートルから百二十メートルまでの地点における右側の路端		
十形 (又はT形) 道路交差点あり	(201-B)	右に同じ。		
T形道路交差点あり	(201-C)	右に同じ。		
Y形道路交差点あり	(201-D)	右に同じ。		
右 (又は左) 方屈曲あり	(202)	屈曲起点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端		
右 (又は左) 方屈折あり	(203)	屈折起点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端		
右 (又は左) 背向屈曲あり	(204)	最初の屈曲起点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端		
右 (又は左) 背向屈折あり	(205)	最初の屈折起点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端		
右 (又は左) つづら折りあり	(206)	最初の屈曲又は屈折起点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端		

注 意	作 業 中	工 事 中	幅 員 減 少	車 線 数 減 少	合 流 交 通 あり	す べ り や す い	学 校、幼 稚 園、保 育 所 等 あり
(214)	(213)	(212)	(211)	(210)	(209)	(208)	(207)
での地点における右側の路端	車両の運転上注意の必要があるため道路交通箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端	作業中である区間の両面及びその手前五十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端	幅員の減少起点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端	車線数の減少起点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端	合流地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端	路面がすべりやすいため車両の運転上注意の必要があるため認められる箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端	学校、幼稚園、保育所等があるため道路交通上注意の必要があるため認められる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における右側の路端

<p>止 指定方向外進行禁</p>	<p>車両(組合せ)通 行止め</p>	<p>自転車通行止め</p>	<p>自転車以外の軽車両 通行止め</p>	<p>二輪の自動車・原 動機付自転車通行 止め</p>
<p>(311-A~E)</p>	<p>(310)</p>	<p>(309)</p>	<p>(308)</p>	<p>(307)</p>
<p>道路法第三十九條第 一項又は交通法第七 條第一項の規定によ り、標示板の失印に 示す方向以外の方向 への車両の進行を禁 止すること。</p>	<p>道路法第三十九條第 一項又は交通法第七 條第一項の規定によ り、標示板の記号に よつて表示される車 両の通行を禁止する こと。</p>	<p>交通法第七條第一項 の規定により、自転 車の通行を禁止する こと。</p>	<p>交通法第七條第一項 の規定により、自転 車以外の通行を禁止 すること。</p>	<p>交通法第七條第一項 の規定により、二輪 の自動車及び原動機 付自転車の通行を禁 止すること。</p>
<p>車両の進行を禁止する 交差点の手前の右側の 路端又は車両の進行を 禁止する場所の前面</p>	<p>標示板の記号によつて 表示される車両の通行 を禁止する区間の前面 又は区内の必要な地点 における道路の中央又 は右側の路端</p>	<p>自転車の通行を禁止す る区間の前面における 右側の路端</p>	<p>自転車以外の軽車両の 通行を禁止する区間の 前面における右側の路 端</p>	<p>二輪の自動車及び原動 機付自転車の通行を禁 止する区間の前面にお ける右側の路端</p>

<p>重量 制限</p>	<p>駐車時間制限</p>	<p>駐車禁止</p>	<p>駐停車禁止</p>	<p>追越し禁止</p>	<p>転回禁止</p>	<p>車両横断禁止</p>
<p>(318)</p>	<p>(317)</p>	<p>(316)</p>	<p>(315)</p>	<p>(314)</p>	<p>(313)</p>	<p>(312)</p>
<p>道路法第三十九條第 一項若しくは第二</p>	<p>交通法第四十五條の 規定により、同一の 車両が引き続き駐車 することができるとき 間を制限すること。</p>	<p>交通法第四十一條第 一項第八号の規定に より、車両の駐車が 禁止される場所を指 定すること。</p>	<p>交通法第四十條第四 号の規定により、車 両の駐車及び停車が 禁止される場所を指 定すること。</p>	<p>交通法第二十七條第 四号の規定により、 車両の追越しが禁止 される場所を指定す ること。</p>	<p>交通法第二十二條の 二第二項の規定によ り、車両の転回を禁 止すること。</p>	<p>交通法第二十二條の 二第二項の規定によ り、車両の横断(右 横断を除く。)を禁 止すること。</p>
<p>標示板に表示される重 量をこえる総重量の車両 の通行を禁止する区間の</p>	<p>車両の駐車時間を制限す る場所又は区域若しく は区間内の必要な地点</p>	<p>車両の駐車が禁止される 場所の前面及び場所内の 必要な地点における右側 の路端</p>	<p>車両の駐車及び停車が禁 止される場所の前面及び 場所内の必要な地点にお ける右側の路端</p>	<p>車両の追越しが禁止され る場所の前面及び場所内 の必要な地点における右 側の路端</p>	<p>車両の転回を禁止する区 間の前面及び区間内の必 要な地点における右側の 路端</p>	<p>車両の横断(右横断を除 く。)を禁止する区間の 前面及び区間内の必要な 地点における右側の路端</p>

警 笛 区 間	警 笛 鳴 ら せ	一 方 通 行	最 高 速 度	高 さ 制 限	
	(322)	(321)	(320)	(319)	
交通法第四十九條第一項第二号の規定に	交通法第四十九條第一項第一号の規定により、車両が警告器を鳴らさなければならぬ場所を指定すること。	交通法第三十九條第一項又は交通法第七條第一項の規定により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする車両の通行を禁止すること。	交通法第二十一条の規定により、車両について法令で定める最高速度と異なる最高速度を定めること。	道路法第三十九條第一項又は交通法第七條第一項の規定により、標示板に表示される高さを超える高さ(積載した貨物の高さを含む)の車両の通行を禁止すること。	道路法第三十九條第一項又は交通法第七條第一項の規定により、標示板に表示される重量をこえる総重量の車両の通行を禁止すること。
車両が警告器を鳴らさなければならぬ区間とし	車両が警告器を鳴らさなければならぬ場所として指定する場所の前面における右側の路端	一定の方向にする車両の通行を禁止する区間の入口及び区間内の必要な地点における路端	車両の最高速度を定める区域内の必要な地点又は区間内の必要な地点における右側の路端	標示板に表示される高さを超える高さ(積載した貨物の高さを含む)の車両の通行を禁止する区間の前面における右側の路端	前面における右側の路端
指示標識	歩行者横断禁止	歩行者通行止め	一時停止	徐行	(322の2)
	(326)	(325)	(324)	(323)	
	交通法第十四條第二項の規定により、歩行者が道路を横断してはならない区間を指定すること。	交通法第七條第一項の規定により、歩行者の通行を禁止すること。	交通法第三十九條の規定により、車両が一時停止しなければならぬ場所を指定すること。	道路法第三十九條第一項又は交通法第三十八條の規定により、車両が徐行しなければならぬ場所を指定すること。	より、車両が左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするときに警告器を鳴らさなければならぬ区間(以下この項において「警告器を鳴らさなければならぬ区間」という。)を指定すること。
	歩行者が道路を横断してはならない区間の前面及び区間内の必要な地点における両側の路端	歩行者の通行を禁止する区間の前面における左側の路端又は歩道の中央	車両が一時停止しなければならぬ場所として指定する場所内の必要な地点における右側の路端	車両が徐行しなければならぬ場所として指定する場所の前面及び場所内の必要な地点における右側の路端	て指定する区間の前面及び区間内の必要な地点における右側の路端

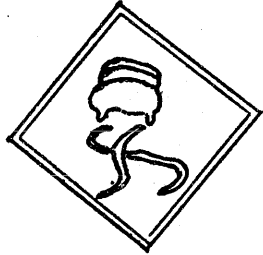
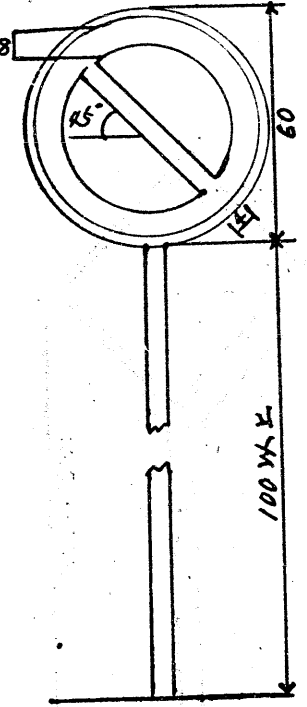
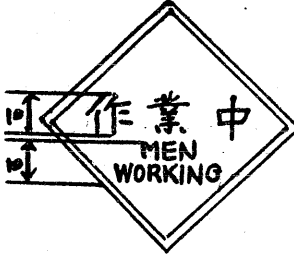
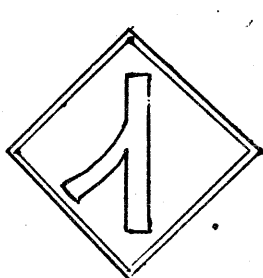

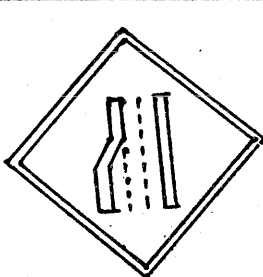
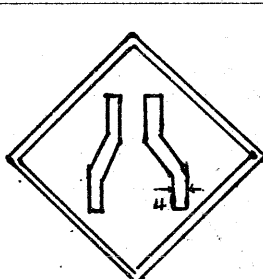
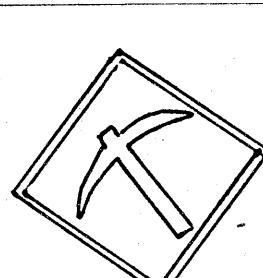
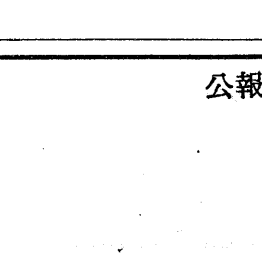
種類	番号	表示する意味	設置場所
駐車可	(401)	交通法第四十二条又は第四十四条第二項の規定により、車両が駐車することができる場所を指定すること。	車両が駐車することができる場所として指定する場所の前面及び場所内の必要な地点における路端
停車可	(402)	交通法第四十二条又は第四十三条ただし書の規定により、車両が停車することができる場所を指定すること。	車両が停車することができる場所として指定する場所の前面及び場所内の必要な地点における路端
中央線	(403)	道路の中央であること又は交通法第十八条第三項の規定により指定された道路の部分であること。	道路の中央を示す必要がある区間の前面及び区間内の必要な地点
横断歩道	(404) A・B	交通法第十三条第一項の規定により設けられた横断歩道であること。	横断歩道を設ける場所の必要な地点における路端
安全地帯	(405)	安全地帯であること。	安全地帯を設ける場所
規制予告	(406)	標示板に表示される通行の禁止、制限又は指定（以下この項において「交通規制」という。）が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらかじめ示すこと。	標示板に表示される交通規制が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらかじめ示す必要がある場所内の必要な地点における右側の路端

補助標識	種類	番号	表示する意味	補助標識が附置される本標識
備考 一 道路の形状その他の理由により、道路標識をこの表の設置場所の欄に定める位置に設置することができない場合又はこれらの位置に設置することにより道路標識が著しく見にくくなるおそれがある場合においては、これらの位置以外の位置に設置することができる。	距離・区域	(501)	本標識が表示する施設若しくは場所までの距離、本標識が表示する禁止、制限若しくは指定の区間若しくは場所についての必要な距離又は本標識が表示する禁止、制限若しくは指定の区域を示すこと。	案内標識 警戒標識 規制標識 指示標識
	日・時間	(502)	本標識が表示する禁止、制限又は指定の日又は時間を示すこと。	規制標識 指示標識
	車両の種類	(503)	本標識が表示する禁止又は制限の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと。	規制標識 指示標識
	駐車時間制限	(504)	同一の車両が引き続き駐車することができる時間を示すこと。	規制標識のうち「駐車時間制限」を表示するもの
	始まり	(505)	本標識が表示する禁止、制限又は指定の区間の始まりを示すこと。	規制標識 指示標識
	区内	(506)	本標識が表示する禁止、制限又は指定の区内であることを示すこと。	規制標識 指示標識
	終り	(507-A・B)	本標識が表示する禁止、制限又は指定の区間の終りを示すこと。	規制標識 指示標識
注意事項	(508)	本標識が表示する意味を補足するため必要な事項を示すこと。	警戒標識	
方向	(509)	本標識が表示する路線、施設又は場所の方向を示すこと。	案内標識	

		柱 の 規 格	
<p>著名地点 (105)</p>	<p>市 町 村 (101)</p>	<p>別表第二(道路標識の様式) 案内標識</p>	
<p>駐 車 場 (106)</p>	<p>方面、方向及び距離 (102-A)</p>		
<p>路 線 番 号 (107)</p>	<p>方面、方向及び距離 (102-B)</p>		
<p>街 路 の 名 称 (108-A)</p>	<p>方面、方向及び距離 (102-C)</p>		
<p>街 路 の 名 称 (108-B)</p>	<p>方面及び距離 (103)</p>		
<p>ま わ り 道 (109)</p>	<p>方面及び方向 (104)</p>		

警戒標識

	<p>右 (又は左) 方屈折あり (203)</p>		<p>十形道路交差点あり (201-A)</p>	<p>本標識板及び柱の規格</p>
	<p>右 (又は左) 背向屈 曲あり (204)</p>		<p>ト形 (又は十形) 道 路交差点あり (201-B)</p>	
	<p>右 (又は左) 背向屈 折あり (205)</p>		<p>丁形道路交差点あり (201-C)</p>	
	<p>右 (又は左) つづら 折りあり (206)</p>		<p>Y形道路交差点あり (201-D)</p>	
	<p>学校、幼稚園、保育 所等あり (207)</p>		<p>右 (又は左) 方屈曲 あり (202)</p>	

本標識板及び柱の規格	規制標識	作 業 中		す べ り や す い
		(213)		(208)
		注 意		合 流 交 通 あ り
				車 線 数 減 少
				幅 員 減 少
				工 事 中
				(212)